

安心して働くために 仲間の闘いを学んで労働者の権利を守ろう

東京地評 第17回

「東京働く者の権利」

討論集会

全体会のみオンライン併用
参加費無料

日時 2024年11月9日(土) 13時~17時30分
〈開場・オンライン接続開始：12時30分〉

場所 東京労働会館 (ラパスホール他)
東京都豊島区南大塚 2-33-10

記念講演 「労基研の議論から労働者の権利はどうなるのか」(仮)
本久 洋一 さん (國學院大學法学部教授)

13:00▶全体会開会
13:10▶記念講演
14:40▶質問タイム
15:00▶分科会案内・全体会閉会
15:30▶分科会(第1~第3)
17:30▶分科会終了

今年1月16日に経団連が「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」発表しました。それに呼応するように政府・厚労省は、「労働基準関係法制研究会」(労基研)を発足させ、研究会を猛スピードで重ね、来年の厚労省・労働政策審議会で法制化にむけた検討がされようとしています。研究会の中では、「多様な働き方の中で一律規制はそぐわない」といい、「労使コミュニケーション」の名のもとに「労基法」の最低基準などのデロゲーション(逸脱)を推し進めようとしています。これは、労働基準の最低規制を崩すもので、労基法の有名無実化になりかねません。

労働組合の組織率が16.3%と低い中で、対等な関係を築けない「労使自治」で労働条件を決めることは、労働者の権利を奪うもので、労働者の健康と生活が脅かされることとなります。今こそ労働法の逸脱・規制緩和ではなく、法律をしっかり守られることこそが大切です。

労働基準とはどうあるべきかを考え、安心して働くために私たちの働く権利を探っていきます。是非、ご参加下さい。

全体会

ID 891 3271 7074 パスワード 1109

第1分科会

「労働組合の権利を活かした多様な闘い」(5階東京地評会議室)

※労働三権を活かした闘いの交流と労働委員会の活用を学ぶ

第2分科会

「労働規制どうあるべきか」(7階ラパスホール)

※「デロゲーション」「労使自治」を労働者の権利に照らして考える

第3分科会

「ケア労働者の深刻な実態—介護職の闘いと連帯を」(地下中会議室)

※介護職を中心に労働者の権利や連帯した闘いについて討論

分科会の紹介は裏面をご覧ください。

第17回働く者の権利討論集会(於東京労働会館)参加申込書

参加者氏名	組織名	記念講演(○)	分科会(選択して○)
			第1 第2 第3
			第1 第2 第3
			第1 第2 第3

全体会の資料は下記QRコードよりダウンロードしてください。



会場参加の方はこの面をFAXしてください→FAX03-5395-3240(東京地評) Mail: org@chiho.jp

お問い合わせ 東京地方労働組合評議会 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6F TEL03(5395)3171 FAX03(5395)3240

講師のご紹介

本久 洋一（もとひさ よういち）

國學院大學法学部教授。労働法研究者。研究テーマは、労働契約；解雇；企業の組織再編過程における労使交渉；集团的労働条件変更；三者間労働関係の法律構成；労働法の対象（労働者、使用者）；労働法の意義；団結権論；不当労働行為；労働における民主主義等。「厚労省『新しい時代の働き方に関する研究会報告書』の検討（労働法律旬報／2024年3月）」、「経団連『労使自治を軸とした労働法制に関する提言』の検討（労働法律旬報2024年6月）」等論文多数。



分科会

第1分科会 「労働組合の権利を活かした多様な闘い」

労働委員会は「労働者の団結権を擁護（労組法19条2）」するための行政組織であり、裁判所とは違います。要求実現を阻止するための労働組合攻撃や不誠実団交を防ぐこと、労使関係の調整が労働委員会の役割です。また近年、一人のストライキで企業全体の賃上げを実現するなど、労働三権を活かした様々な闘いも生まれています。組合運動の活性化へ、多様な闘いの経験交流と労働委員会の積極的な活用法を学びます。

●助言者 北 健一さん（都労委労働者委員）

第2分科会 「労働規制どうあるべきか」

1947年に「労働基準法」が出来て77年。1987年に大改訂がされ労働時間が8時間となりました。現在、労基法の改定が言われています。記念講演で出された労基法の最低基準の「デロゲーション」（逸脱）を「労使自治」により決めていこうとしている中、労働基準法とは何か。労働規制はどうあるべきか等を、労働者の権利に照らして考えていきます。各組合での取り組みを交流し、今後の運動に活かします。

●チューター 屋代 眞さん（東京地評 役員）

第3分科会 「ケア労働者の深刻な実態—介護職の闘いと連帯を」

ケア労働に携わる看護師、介護士、保育士などは女性の占める割合は圧倒的に高くなっています。そしてこれらの職種は押しなべて全産業賃金に比して低賃金（例えば介護職は約7万円低い）です。その中で、「介護事業の倒産最多 半数が訪問報酬減が響く」「訪問介護事業所ゼロが97町村、残り1か所277町村に広がっている」等と様々な新聞が報道しています。そして低賃金で生活ができず、退職者が増大し、いまや訪問介護は60歳、70歳代のヘルパーが現場を支えている状況です。介護職の不足は「労働者の介護離職」にも繋がります。介護職の労働者の権利や連帯した闘いについて討論します。

●報告者 宮下 今日子さん（フリーライター）

伊藤 みどりさん（ホームヘルパー国賠訴訟原告）